

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 クリーン推進課

許認可等の内容		浄化槽清掃業許可
根拠法令等及び条項		浄化槽法第35条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	浄化槽法第36条
	参考事項	栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同施行規則
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>浄化槽法 (許可)</p> <p>第35条 浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可には、期限を付し、又は生活環境の保全及び公衆衛生上必要な条件を付することができる。</p> <p>3 第一項の許可を受けようとする者(以下「清掃業許可申請者」という。)は、環境省令で定める申請書及び添付書類を市町村長に提出しなければならない。</p> <p>4 市町村長は、第1項の許可又は不許可の処分をした場合には、直ちにその旨を清掃業許可申請者に通知しなければならない。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第36条 市町村長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>二 清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者</p> <p>ロ 第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが第41条第2項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽清掃業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの</p>	

- ニ 第41条第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定、第7条の2第1項の規定若しくは同法第16条の規定（一般廃棄物に係るものに限る。）又は同法第7条の3の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）で法人であるものが同法第7条の4の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- リ 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員のうちイからリまでのいずれかに該当する者があるもの